

イマドキの改憲 5

自民党草案を考える

明日の自由を守る若手弁護士の会
共同代表・黒澤いつき



改憲草案は、13条で「個人の尊重」の思想を否定し、国民の個性はどうでもよく、「あるべき日本人」としてしか尊重しないと宣言しました。さらに基本的人権は「公益及び公の秩序に反しない限り」尊重される、と規定しました。

軽視

まず基本的人権の一般についてそのように規定した上で、さらに表現の自由（21条）で、トドメを刺すような規定をしています。改憲草案の21条は、現行憲法の21条の文言を特に変えずに、2項でこう定めます。

〈前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない〉

表現の自由は、自由にものを語り、議論し、団体を作り、訴える権利であり、基本的人権の中でも民主政治にダイレクトに影響する人権です。なので権力によって制約されやすい（戦前は治安維持法などありましたね）、常に危険にさらされている人権として、特に注意深く守っていかねばならない人権です。その表現の自由を、改憲草案はいとも簡単に「公益及び公の秩序」を持ち出して制限しているのですから、その人権軽視の姿勢は強烈です。

前回言いましたが、「公益」や「秩序」がなにを指すのか、それを決め

るのは結局、警察権力です。「その言動は公益を害している!」「そのイベントは秩序を乱す!」と言われれば、問答無用で禁止なのですから。

例えば、「脱原発という運動は、原子力発電による安定した電力供給という秩序を乱す不穏な運動だ」と屁理屈が言えてしまうのです。どんなに屁理屈だと非難されようが、言ってしまったもん勝ちです。この社会にある課題を解消して、社会を一つ上のレベルに持ち上げようという革新的な運動すべてが「秩序を乱す」と言われかねない、そういう意味で、決して「公益」「秩序」などという便利な言葉を権力に与えてはいけないのです。

回帰

TPPや、遺伝子組み換え、農薬、子どもの予防接種など、国が「これは安全」「これは安心」とお墨付きを与えたものに對して、私たちは「本当に大丈夫なのか?」「もっと詳しく検証したいな」と疑問を抱くことはしばしばです。しかし、改憲草案はそれを許さない。疑問を抱いて学習会を開くことすら「秩序を乱す」と言われかねません。

つまり、権力にとって都合の悪い人権行使は許さない。改憲草案が提示するのは、大日本帝国憲法下で「法律の範囲内」での人権行使のみ許したのとまるで変わらない世界です。

（つづく）